

第 5 6 号議案

令和 8 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 8 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算を提出する。

令和 8 年 6 月 5 日

新宮町長 桐 島 光 昭

令和8年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算

令和8年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,308千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月5日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	28,718	100	28,818
	1 一般会計繰入金	28,718	100	28,818
	歳 入 合 計	60,208	100	60,308

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	42,902	100	43,002
	1 施設管理費	42,463	100	42,563
	歳 出 合 計	60,208	100	60,308

2 歳 入

3 款 繰入金

100千円

1 項 一般会計繰入金

100千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	28,718	100	28,818
計	28,718	100	28,818

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	100	一般会計繰入金	100

3 歳 出

1 款 総務費 100千円

1 項 施設管理費 100千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 42,463	千円 100	千円 42,563	千円	千円	千円	千円 100
計	42,463	100	42,563	0	0	0	100

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	千円 100	千円 100 修繕料